

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町生ごみ処理機等設置補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町生ごみ処理機等設置補助金交付要綱の一部を改正する訓令

白川町生ごみ処理機等設置補助金交付要綱（平成28年白川町訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
白川町生ごみ処理機等 <u>購入</u> 補助金交付要綱 (補助対象) 第2条 (略) 2 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有し、処理機を自身が <u>居住</u> する町内の居宅に設置した者であって、申請者及び同一世帯の世帯員が町税及びこれに準ずる納付金を完納している者とする。 (補助金の額) 第3条 補助金の交付額は、 <u>同一年度につき1世帯当たり1台の</u> _____ 処理機の購入金額（消費税含む。）の2分の1以内（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、補助金額が20,000円を超えるときは、20,000円とする。	白川町生ごみ処理機等 <u>設置</u> 補助金交付要綱 (補助対象) 第2条 (略) 2 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有し、処理機を自身が <u>所有</u> する町内の居宅に設置した者であって、申請者及び同一世帯の世帯員が町税及びこれに準ずる納付金を完納している者とする。 (補助金の額) 第3条 補助金の交付__は、_____ _1世帯_____1台までとし、その額は、_____ 処理機の購入金額（消費税含む。）の2分の1以内（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、補助金額が20,000円を超えるときは、20,000円とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係） 【別記1】

様式第2号（第6条関係） 【別記2】

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

【別記1】

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

白川町長 様

申請者 住所 白川町
氏名
電話

白川町生ごみ処理機等購入補助金交付申請書

白川町生ごみ処理機等購入補助金交付要綱第5条により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に関して、申請者の住民登録状況、町税等の納付状況を確認することに同意します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 _____ 円
補助金算定根拠 ・購入金額(_____ 円)×1/2
= _____ 円 [1,000円未満切捨]
・補助金限度額 20,000円

2 品名及び購入金額

メーカー名	品名	購入金額
		円

- 3 添付書類 ・購入費用がわかる領収書等
・購入した処理機等の写真

4 補助金額相当分の行政ポイントを付与する申請者のしらかカード番号

--	--	--	--	--	--	--	--

【別記2】

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

白川町長

白川町生ごみ処理機等購入補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった白川町生ごみ処理機等購入補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金は、申請者のしらかカードに行政ポイントで付与します。

記

交付決定額	金	円
補助金算定根拠	・購入金額(円)×1/2
	=	円 [1,000円未満切捨]
	・補助金限度額	20,000円

※生ごみ処理機の適切な使用及び管理に努めてください。

※不適正使用等が判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

※生ごみ処理機を譲渡、交換、売却、貸付等することはできません。

※その他町より指示された事項は、誠実に実行してください。